

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の改正決定に係る報告文写

写

令和4年10月3日

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 殿

北海道地方最低賃金審議会
北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、
糖類製造業最低賃金専門部会
部会長 岩波 和枝

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月8日北海道地方最低賃金審議会において付託された北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

別紙 1

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金

1 適用する地域

北海道の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）、糖類製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）又は糖類製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（ 1 ） 18歳未満又は65歳以上の者

（ 2 ） 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

（ 3 ） 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務

ロ 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間954円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

別紙 2

北海道地方最低賃金審議会(第49期)北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、
糖類製造業最低賃金専門部会委員名簿

令和4年9月5日任命

区分	氏名	現職
公益代表委員	岩波和枝	特定社会保険労務士
	亀野淳	北海道大学高等教育推進機構 教授
	○ 西村卓也	北海道新聞社 論説主幹
労働者代表委員	池田敦哉	北海道糖業労働組合中央執行委員 日本食品関連産業労働組合総連合会北海道乳製品・糖 類製造業最低賃金対策会議 代表
	下原広大	全森永労働組合佐呂間支部組合員 日本食品関連産業労働組合総連合会北海道乳製品・糖 類製造業最低賃金対策会議 副代表
	布施政彦	日本食品関連産業労働組合総連合会(フード連合) 北海道・東北ブロック局長
使用者代表委員	田中克幸	日本甜菜製糖(株) 人事部次長
	山内信弥	雪印メグミルク(株) 北海道統括支店 業務課長
	横島よし人	北海道商工会連合会 事務局長

(注1) 公・労・使委員は、五十音順

(注2) は部会長、 は部会長代理